

開 会 午前10時

●阿部ひであき委員長 ただいまから、大都市税財政制度・災害対策調査特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは、欠席する旨、届出がありました。

議事に入る前に、一言、ご挨拶を申し上げます。

本委員会の委員長を拝命させていただきました阿部ひであきでございます。

本委員会は、皆さんもご承知かと思われましょけれども、札幌市の重点要望等々、大変大事な要点を扱わせていただく委員会となっております。このコロナ禍の中、皆様はいろいろな角度をお持ちですので、その角度の中からいろいろな議論を展開していただけるのではないかなというふうに思っております。

私も、これから決まる副委員長並びに理事の皆さんとともに、円滑な議事運営を心がけてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。（拍手）

●阿部ひであき委員長 それでは、議事に入ります。

最初に、副委員長の互選を行います。

ご発言はございませんか。

（小須田委員「委員長」と呼び、発言の許可を求む）

●小須田ともひろ委員 副委員長指名推選の動議を提出いたします。

副委員長には、松原淳二委員を推薦することの動議であります。

●阿部ひであき委員長 ただいまの動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●阿部ひであき委員長 異議なしと認め、副委

員長には松原淳二委員が選任されました。

それでは、副委員長席へご移動の上、就任のご挨拶をお願いいたします。

●松原淳二副委員長 ただいまご選任をいただきました松原淳二でございます。

阿部委員長をしっかりとサポートできるように、微力ではございますが、精いっぱい努力させていただきます。皆さんの活発なご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

●阿部ひであき委員長 引き続き、各会派から理事の氏名を申し出願います。

（「自由民主党 小須田委員」「民主市民連合 たけのうち委員」「公明党 くまがい委員」「日本共産党 千葉委員」と呼ぶ者あり）

●阿部ひであき委員長 それでは、理事は、自由民主党 小須田ともひろ委員、民主市民連合 たけのうち有美委員、公明党 くまがい誠一委員、日本共産党 千葉なおこ委員、以上4名ということで確認させていただきます。

次に、令和4年度国の施策及び予算に関する提案（通称～「白本」）についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●福西財政局長 本日は、指定都市共同で取りまとめました令和4年度国の施策及び予算に関する提案、いわゆる白本提案の原案をご審議いただきたいと存じます。

人口減少と少子高齢化が進行する中、全国的に3度目の緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るっていることから、地方におきましては、市民生活や地域経済を守る役割がより強く求められているところでございます。

とりわけ、指定都市は、圏域の中核都市といたしまして、緊急かつ重要な施策を先駆的、先導的に推進していく必要があるところでございます。

このような情勢の中で、政府並びに関係機関に対しまして様々な提案を行っていきたくと考えて

おりまして、昨年度に引き続き、冒頭に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応を掲載の上、次に、提案事項15項目を掲載しているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、提案の趣旨を十分にお酌み取りいただきまして、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、白本提案の具体的内容につきまして、財政部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

●中澤財政部長　それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は2種類ございまして、初めに、資料1は、令和3年度国家予算等の状況と提案の主な結果でございまして、令和3年度の国家予算の概要と昨年度の白本提案の結果につきまして、主なものをまとめたものでございます。

続いて、資料2は、令和4年度国の施策及び予算に関する提案(案)でございまして、こちらは、実際の提案書の形式でまとめたものでございます。

それではまず、資料1の令和3年度国家予算等の状況と提案の主な結果につきましてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

まず、1ページは、国家予算概要についてでございます。

令和3年度国家予算のフレームと最近の推移をまとめております。

令和3年度予算の歳出合計額は、上の表の一番下にありますとおり106兆6,097億円と、前年度を3兆9,517億円、3.8%上回っております。これは、令和2年度第3次補正予算と合わせまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会、グリーン社会、活力ある地方、少子化対策など、全世代型社会保障制度等の中長期的な課題にも対応する予算とされて

おります。また、同じ表の上段、歳入のうち、一番上に記載の税収は57兆4,480億円と、前年度を6兆650億円、9.5%下回っております。一方で、二つ下の行にあります公債金は、43兆5,970億円と、前年度から11兆408億円、33.9%上回っております。

なお、公債残高、令和3年度末見込みにつきましては、下の表の右下に記載のとおり、前年度より5兆円増の990兆円と見込まれているところでございます。

次に、2ページをご覧ください。

こちらでは、令和3年度の地方財政計画の概要をまとめております。

地方財政計画は、令和3年度につきましても、平成24年度から引き続いて、通常収支分と東日本大震災分の区分によって整理されておりますが、資料では通常収支分を掲載しております。

今年度の計画は、表の上段、歳入では、猶予特例分を除いた地方税につきまして、38兆802億円と、前年度比7.0%の減収を見込んでおります。

一方で、地方交付税につきましては、17兆4,385億円と、前年度比5.1%の増とされております。また、歳入合計欄の下にあります、うち一般財源総額は、猶予特例分を除きますと63兆1,432億円と、前年度を2,886億円、0.5%下回る額となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税等が大幅な減少となる中で、地方団体が行政サービスを安定的に提供することができるよう、財源を確保した結果とされております。

歳出につきましては、表の一番下に記載のとおり、合計額89兆8,060億円と、前年度を9,337億円、1.0%下回る額となっております。地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持、再生などの重要課題に対応しますため、一般行政経費などが増加した一方で、投資的経費や不交付団体の水準超経費が減少したためとなっております。

3ページからは、令和3年度国の施策及び予算に関する提案、すなわち昨年度の白本提案の主な結果を載せておりますが、その中の主な項目についてご説明いたします。

昨年度、白本の冒頭で提案しました新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動維持の両立に向けた対応に関しましては、重点医療機関に対する空床確保料補助や診療報酬の増額、資金繰りを支援するための無利子・無担保等の危機対応融資が実施されております。

また、公営企業において発生する新型コロナウイルス感染症に伴う減収による資金不足については、令和3年度も特別減収対策企業債の発行を可能とする旨が示されました。

提案項目4番目の地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止に関しましては、地方交付税総額について、前年度を8,503億円上回る額が確保されております。

4ページにある提案項目12番目の学校における働き方改革の推進に関しましては、教員の負担軽減のため、部活動指導員などについて人的措置が拡充されることとなりましたほか、教職員定数についても改善がなされております。これらのほか、インフラ施設の長寿命化対策や義務教育施設等の整備推進などの分野における主な結果につきましても、3ページから4ページにかけて記載してございます。

続きまして、令和4年度国の施策及び予算に関する提案（案）についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

表紙をおめくりいただきますと目次が掲載されてございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応について記載しまして、その次に、提案事項として、税財政・大都市制度関係を5項目、それから、個別行政分野関係を10項目、合わせて15項目を掲載しております。

初めの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応につきましては、令和3年5月24日に指定都市市長会で行いました提言を基に、20市において協議の上、本提案内容といたしました。

また、次の15項目の選定方法につきましては、最初に、指定都市の各分野の所管局による各局長会議が白本としてふさわしい提案事項を選定し、その中から指定都市市長会として、特に重要性や緊急性の高いものをさらに厳選して、内容の重点化を図りまして、15項目を決定したところでございます。

次に、右のページをご覧ください。

提案書の前文が記載されております。

令和4年度国家予算編成に当たり、真の分権型社会の実現に向けまして、適切な措置を講ずることを要請するとしてございます。

次に、おめくりいただきまして、1ページ目から4ページ目にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対応についてでございます。

1ページの大項目1は、新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、国による財政支援や速やかな情報提供、接種の加速化や権限の移譲などを求めるものでございます。

大項目2と3は、安定的かつ持続可能な医療機関等の経営のため、必要な財政支援を求めるとともに、保健所等の体制・機能の強化を求めものでございます。

大項目4は、雇用の維持、確保につながる対策や中小企業等に対する資金繰りのさらなる拡充、営業時間短縮要請に係る協力金事業への財政支援、公共交通事業者への支援策などを求めるものでございます。

このほか、3ページは、差別、偏見、誹謗中傷等の防止や、感染症対策に係る事務配分や権限の在り方の見直し、交付金等の財政措置について、柔軟で弾力的な運用を求めものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に関しましては、国の動向や感染状況が流動的なことから、今後、指定都市合同の窓口・財政担当局長合同会議を通じて文言が修正される可能性がございます。大きな修正があった場合には、次回の委員会において修正箇所をご報告いたします。

続きまして、5ページ目から7ページ目にかけては、税財政・大都市制度関係と個別行政分野関係に分けて、提案事項を掲載し、提案項目全体を一覧できるよう掲載しております。それぞれの提案内容の詳細につきましては、11ページ以降に掲載しておりますので、11ページをご覧ください。

まず、税財政・大都市制度関係の五つの提案項目についてですが、1項目めは、真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正でございます。

下段、左側の図にありますように、現状におけます国・地方間の税の配分6対4と税の実質配分3対7には、依然として大きな乖離がございます。真の分権型社会を実現するために、消費税、所得税、法人税といった複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の税の配分をまずは5対5とすること、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めることを求めるものでございます。

右のページは、2項目め、大都市税源の拡充強化でございます。

ここでは、人口の集中や産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要に対応するため、消費・流通課税や法人所得課税の配分割合を拡充するよう求めるものでございます。

さらに、道府県から移譲されている事務・権限があるにもかかわらず、必要な財源については、税制上の措置が不十分でありますため、道府県からの税源移譲により、大都市特例税制を創設するよう求めるものでございます。

おめくりいただきまして、3項目めは国庫補助

負担金の改革でございます。

これは、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で主体的かつ効率的に提供できるよう、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を税源移譲することを求めるものでございます。

また、税源移譲されるまでの間は、国において必要総額を確保することや、自由度が高く活用しやすい制度にすることを求めるものでございます。

右のページは、4項目め、地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でございます。

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源でありますことから、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること、また、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、代替措置としての臨時財政対策債は速やかに廃止することなどを求めるものでございます。

おめくりいただきまして、5項目めは多様な大都市制度の早期実現でございます。

基礎自治体優先の原則の下、住民がよりよい行政サービスを受けられますよう、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を求めるものでございます。

以上が、税財政・大都市制度に関する提案事項でございます。

続きまして、個別行政分野に関する提案事項についてご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

まず、6項目め、子ども・子育て支援の充実でございます。

子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上についての財源の確保のほか、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、増加する地方の経費への恒久的

な財政措置、保育所等の施設整備に係る補助率のかさ上げを求めるものでございます。

また、医療的ケア児の受入れ促進を図るために、必要な看護師等の配置に要する経費や保育士及び放課後児童支援員などの人材確保策等について、財政措置の拡充を求めるものでございます。

右のページの7項目めは、「GIGAスクール構想」の推進に向けた制度の充実でございます。

1人1台端末整備に対する国庫補助について、初期整備に限定することなく、継続的な制度の充実を図るとともに、高等学校段階の端末整備に係る制度の充実を求めるものでございます。また、インターネット接続回線等の使用料やネットワーク管理費などに対する財政支援や1人1台端末を最大限活用するための経費について、財政措置を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、8項目めは、インフラ施設の長寿命化対策でございます。

インフラ施設の予防保全型の修繕等について、重点的な支援を求めるとともに、新技術によるコスト低減手法の開発や包括的な民間委託等の新たな事業手法の導入について、情報提供を行うことを求めるものでございます。

右のページ、9項目め、子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策でございます。

子ども医療費助成について、国で統一的な医療費助成制度を創設するよう求めますとともに、不妊治療の保険適用に向けた情報提供や不育症に対する支援、ひとり親家庭の支援策や子どもの貧困対策の拡充強化を求めるものでございます。

おめくりいただきまして、10項目め、システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等でございます。

国において、令和7年度末までに、地方公共団体の情報システムを標準準拠システムへ移行する予定であることに対して、指定都市市長会を意見聴取団体に加えるとともに、十分な財政措置や早

期の情報提供を求めるものでございます。

右のページ、11項目め、医療保険制度の抜本的改革及び国民健康保険財政の確立でございます。

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度とするため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現するとともに、一本化が実現されるまでの間の必要な財政措置などを求めるものでございます。

おめくりいただき、12項目めは、脱炭素社会の実現でございます。

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、財政支援の充実強化や必要な情報提供を求めるものでございます。また、国の長期戦略や地球温暖化対策計画等の見直しに当たり、地域課題の解決にも寄与するものとするよう求めるものでございます。

右のページ、13項目めは、学校における働き方改革の推進でございます。

学校が抱える課題がより複雑化、困難化する中で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育活動を進めることができるよう、教職員定数の改善や部活動指導員等、専門スタッフの人的配置の拡充など、教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を求めるものでございます。

また、育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めることについても求めるものでございます。

おめくりいただきまして、14項目めは、義務教育施設等の整備促進でございます。

学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化などについて財政措置を求めるとともに、事業採択時期の早期化を求めるものでございます。また、学校施設のバリアフリー化や小学校におけます35人学級編制等の対応のため、制度の拡充を求めるものでございます。

最後は、15項目め、下水道事業における国土強靱化のための財源の確保でございます。

浸水対策や地震対策など、国土強靱化のための事業費について、財源を安定的に確保するよう求めるものでございます。

以上が白本本文の概要でございます。

最後に、今後の日程についてでございますが、本日、原案についてご審議をいただき、その結果を踏まえまして、指定都市の窓口・財政担当局長による協議におきまして、最終案を決定しました後、次回の委員会で改めて報告をさせていただきたいと考えております。

●阿部ひであき委員長　それでは、質疑を行います。

●小須田ともひろ委員　私からは、白本の提案の成果や内容についてお伺いしたいと思います。

昨年度の白本の提案については、新型コロナウイルス感染症対策や地方交付税の必要額の確保、学校における働き方改革の推進など、財政部長から主な結果について説明がございました。

その中でも、新型コロナウイルス感染症対策は、患者数が多く、緊急の対応が必要となっている大都市での感染防止策や医療体制の整備に向けて、まさに指定都市が声を大にして提案すべき内容であると思います。しかし、新型コロナウイルス感染症以外の白本の提案の中身については、例年と大きく変わらない項目も多く、提案をし続けていても、なかなか成果につながっていないのではないかと思います。

そこで、一つ目の質問ですが、白本による提案の成果についてどのように評価しているのか、お伺いいたします。

●中澤財政部長　白本による提案の成果についてのご質問にお答えいたします。

この白本は、次年度の国家予算編成に向けまして、政令指定都市20市が大都市の提案として、特に重要な項目として提案するものでございます。

提案事項の中には、臨時財政対策債の廃止や税源移譲など、国の制度の根幹に関わる項目も多く、大都市として改革が必要であると主張しては

いるものの、なかなか成果として表れないものもあるというふうに認識しておりまして、そのような項目につきましては、継続して訴えていくことが必要でございます。

一方で、委員がご指摘の新型コロナウイルス感染症対策やその他の個別の行政分野につきましては、喫緊の課題として提案が必要な事項について、時宜を得た効果的な提案内容となるよう工夫をしますことで提案内容が認められるなど、一定の成果があったものと考えているところでございます。

●小須田ともひろ委員　国の制度の根幹に関わる項目も多く、なかなか成果が表れないものもあるといった答弁でございましたが、白本の内容は、いずれも政令指定都市の事務の根幹に当たる重要なものであり、粘り強く提案を続けることが必要だと思います。特に、本来、地方交付税として交付されるべき臨時財政対策債につきましては、廃止を提案しているのに、逆に計画額が大幅に増加している状況となっております。多様な役割を担う政令指定都市の財源の確保については、もっと強く改革の必要性を訴えていくべきものとも思います。

一方、喫緊の課題として提案が必要な事項については、その都度、盛り込んでいるとのことでしたが、新型コロナウイルス対策については、昨年度と比べ、充実された内容となっております。

そこで、二つ目の質問です。

今年度、新型コロナウイルス感染症対策以外の項目については、どのような内容が新規で盛り込まれたのか、お伺いいたします。

●中澤財政部長　今年度の白本の新規提案項目についてお答えいたします。

指定都市として喫緊の課題について提案しますため、今年度は、二つの新規項目を盛り込んでおりまして、一つはシステム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等、

もう一つは脱炭素社会の実現、この二つが新規の項目でございます。

また、昨年度からの継続項目につきましても、子ども・子育て支援の充実の項目におきまして、国のモデル事業だった医療的ケア児保育支援事業が一般事業化されましたことに伴って、その財政措置の拡充などを追加して提案しているところがあります。

そのほかといたしましても、GIGAスクール構想の推進に向けた制度の充実、子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策、また、義務教育施設等の整備促進などの項目において、昨今の国の動きを反映させて提案内容を追加しているところがございます。

●小須田ともひろ委員　今回、新規に盛り込まれた項目は2項目とのことでございました。そのうち、脱炭素社会の実現について、1点伺いたします。

こちらの項目は、5月26日に参議院で可決、成立した改正地球温暖化対策推進法に触れているなど、喫緊の課題を反映させた提案であると思いますが、その提案内容は、効果的な財政支援を充実強化すること、情報提供を行うこと、長期戦略等を見直すに当たって地域課題の解決にも寄与する取組を後押しすることなどとなっております。

そこで、質問ですが、この白本にある財政支援や情報提供というのは具体的にはどのようなことなのか、また、札幌市が求めていることに沿った内容なのか、伺いたします。

●中澤財政部長　脱炭素社会の実現に係る提案内容についてお答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けましては、国と地方が連携して社会全体で取り組んでいく必要がございますのと、地域の実情に応じた取組が進められていきますことから、この提案項目は、委員がご指摘のとおり、財政支援や必要な情報提供などを包括的に求める内容となっております。

具体的には、指定都市では、これまでに、再生可能エネルギーの導入、活用と関連整備等の維持、改修、更新のための財政支援や専門的知見の提供等の充実強化のほか、技術開発等に積極的に取り組む企業や人材の育成に取り組む大学に対する継続的な財政支援などを国に提案しているところがございます。

札幌市における取組とこれらの提案内容につきましては、方向性は同じであるというふうを考えておりますけれども、今後の国の動向などを踏まえながら、必要な提案を時期を捉えて行っていくことが必要だというふうと考えてございます。

●小須田ともひろ委員　必要な要請につきましては、今後も、時期を捉えて、効果的で具体的な提案を引き続き行っていただきたいと思います。

●たけのうち有美委員　私からは、財政運営の視点から、臨時財政対策債についてと、権限と財源の移譲について、また、学校の整備に係る財政支援の充実について伺います。

我が会派は、かねてより、臨時財政対策債の増加によって、市債残高が積み上がることは地方財政の健全化には望ましくないと考えています。毎年、この白本の中で、地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について提案しています。一方で、今年度の地方財政計画では、臨時財政対策債が昨年度から74.5%増加しており、廃止とは全く逆の動きをしています。

そこで、質問ですが、今年度の地方財政計画における臨時財政対策債の増加はどのような理由からと考えているのか、伺います。

●中澤財政部長　臨時財政対策債が増加した理由につきましてお答えいたします。

今年度の地方財政計画は、まず、歳出につきましては、投資的経費が減少する中で、地域デジタル社会の推進に係る経費が確保されますなど、一般行政経費は増加し、歳出総額では、前年度と比較して1.0%の減というふうに、ほぼ横ばいと

なっております。

その一方で、歳入につきましては、まず、地方税、地方譲与税についてですが、これらが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、前年度比で3.6兆円の減と大幅な減少の見込みとなっております。

また、地方交付税につきましては、その原資であります所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の国税5税の大幅な減収が見込まれる中で、国が加算などを行ったことによりまして前年度比0.9兆円の増と、一定程度確保されましたけれども、先ほどの地方税、地方譲与税の減収を埋めるまでには至っておりませんで、これらの結果、地方の財源不足が拡大して、臨時財政対策債が前年度比2.3兆円の増と大幅に増加したところでございます。

本来、地方の財源不足は、国税の法定率の引上げによって解消すべきものでありますので、臨時財政対策債の廃止に向けて、今後も粘り強く提案を続けてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** 札幌市の財政構造を見ると、地方交付税の占める割合が大きくなっています。地方債残高に占める臨時財政対策債の割合も年々高まっており、財政運営上、好ましくないと考えます。地方交付税への依存を軽減し、財政基盤の強化を図るとともに、今後も臨時財政対策債の廃止に向けて、国に対して引き続き提案していただきたいと思っております。

また、地方自治体が事務や事業を自主的かつ自立的に行うためには、財源基盤を強化し、地方に権限や財源が移譲される必要があります。例えば、新型コロナウイルス感染症対策においても、札幌市により強い権限や潤沢な財源が移譲されていけば、もっと迅速に効果的な対策を打てたものと思っております。

そこで、質問ですが、新型コロナウイルス感染症も踏まえ、権限や財源の移譲についてどのように考えているのか、伺います。

●**中澤財政部長** 地方への権限や財源の移譲についてのご質問でございます。

委員がご指摘のとおり、機動的で効果的な財政運営を行っていくためには、権限と財源の移譲が必要であるというふうに考えておりまして、今回の白本におきましては、新型コロナウイルス感染症についての提案の中に、特措法に基づく道府県知事の権限を財源と併せて移譲することを盛り込んでおります。

また、かねてより、白本におきましては、真の分権型社会の実現のため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で税の配分を見直すべきであるということと、また、道府県から大都市に移譲されている事務・権限等について、必要な財源が税制上措置されるよう、大都市特例税制を創設することなどを提案しているところであります。さらには、多様な大都市制度の早期実現の項目におきましても、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるよう求めているところであります。

今後も、大都市の権限に併せた財源の移譲につきまして、引き続き提案を続けてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** 政令指定都市が大都市ならではの財政需要に対応するとともに、必要な施策を迅速かつ効果的に打つためには、大都市財源の拡充強化と地方固有の財源の確保は不可欠です。今後とも、白本、青本、札幌市独自の提案、要望を含め、あらゆる機会を活用して、国に対して提案を続けることを要望し、この質問を終わります。

次に、学校の整備に係る財政支援の充実に関して伺います。

義務教育施設等の整備促進については、白本でも以前より提案しているところですが、今回の提案では、新たに学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制等への対応に向けた財政支援の充実が新規に盛り込まれています。安全で

良好な教育環境を確保するためには、学校施設のバリアフリー化や少人数学級編制の推進は必要不可欠であり、今後、国の施策に合わせて取組を推進していく必要があると考えます。

そこで、質問ですが、学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制に向けた国の施策の動向について伺います。

●中澤財政部長 学校施設のバリアフリー化と35人学級編制に向けた国の施策の動向についてお答えいたします。

まず、学校施設のバリアフリー化につきましては、いわゆるバリアフリー法の改正を踏まえまして、国が設置した有識者会議が令和2年12月に報告書を取りまとめしております。

その報告書では、避難所に指定されている学校への車椅子使用者用トイレの整備やスロープなどによる段差解消、それから、要配慮児童生徒などが在籍する学校へのエレベーターの整備等、これらの整備目標案が示されたところでございます。

これを受けまして、文部科学省においては、学校施設バリアフリー化推進指針の改訂を行って、学校施設のバリアフリー化の基本的な考え方や計画・設計上の留意事項が示されております。

次に、小学校におけます35人学級編制についてですが、令和3年3月に、いわゆる義務標準法が改正されまして、学級編制の標準が40人から35人に引き下げられました。令和3年度におきましては、小学2年生の学級編制の標準が35人に引き下げられましたけれども、今後、学年進行に応じまして、令和7年度までに全学年が35人学級編制に移行する予定でございます。また、35人学級の実現に合わせて、国は、令和3年度予算において、教職員定数を744人改善しているところでございます。

●たけのうち有美委員 義務教育施設については、今、答弁にありましたバリアフリー化や少人数学級編制など、求められる教育体制の変化に合わせて整備を行っていく必要があります。

特に、少人数学級拡大に当たっての学校施設への影響については、2021年第1回定例市議会における予算特別委員会で、我が会派から質問し、今後、段階的に35人学級が拡大された場合、普通教室の不足が見込まれ、教室等の内部改修等が必要になるとの答弁があったところです。今後、札幌市で義務教育施設のバリアフリー化や教室の改修等を行うに当たっては、国の財政支援を最大限活用して整備を進めていく必要があると考えます。今回の白本においても、財政支援の充実を図ることを提案しているところです。

そこで、質問ですが、現在の財政支援の課題と具体的に国に何を求めていくのか、伺います。

●中澤財政部長 現在の財政支援の課題と国への具体的な提案内容についてのご質問でございます。

義務教育施設のバリアフリー化と35人学級編制に伴って必要となる教室の改修をはじめとして、学校施設の環境改善を行う場合には、国の交付金を活用していくことになります。

バリアフリー化につきましては、今後、多額の経費がかかることが想定されますので、補助単価の引上げが行われなければ、地方負担が増えるという課題がございます。また、35人学級編制に伴う教室の改修につきましては、工事の下限額が設定されておりまして、段階的な整備を行う場合などにおきまして、下限額を下回ってしまった場合、交付金の対象とならないという課題がございます。

このため、学校施設環境改善交付金について、補助単価のさらなる引上げや下限額の引上げ、撤廃を含めた補助要件の緩和などを求めてまいりたいというふうに考えております。

●たけのうち有美委員 学校施設のバリアフリー化や小学校における35人学級編制への対応が進むことは、安全で良好な教育環境を確保することであり、教育活動の質の向上にも関わります。どのような教育環境で学び、育ったかは、子ども

たちの成長にも大きな影響を与えることから、引き続き、国に対して強く提案を続けることを要望し、全ての質問を終わります。

●くまがい誠一委員 私からは、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源についてと不育症治療の支援についてお伺いいたします。

今年度の白本においても、昨年度に引き続き、冒頭で新型コロナウイルス感染症対策に関して提案しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行は長期間にわたっており、患者に対応する医療従事者、営業時間の短縮や休業を求められている飲食店や関連する事業者、交通事業者など、ありとあらゆる業種が深刻な影響を受けております。そのため、長引くコロナ禍によって疲弊した市民や事業者に対して札幌市が支援を行うことが必要ですが、財源がなければ効果的な対策を打つことは難しいと考えます。

国においては、昨年度、地方自治体が独自に行う感染症対策や経済対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたところです。

そこで、質問ですが、昨年度に交付された臨時交付金の算定はどのように行われ、札幌市に幾ら交付されたのか、また、今年度の交付見込みについてお伺いいたします。

●中澤財政部長 地方創生臨時交付金の算定方法及び交付状況についてのご質問でございます。

昨年度に交付されました地方創生臨時交付金は、人口や事業所数に、感染状況による係数や財政力を考慮した補正係数などが乗じられて算定をされております。

札幌市に対しましては、地方自治体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施するための地方単独事業分等として、271億円の交付限度額が示されております。これを昨年度実施しました事業に活用するとともに、その一部につきましては、今年度を実施する事業の財源として活

用していく予定でございます。

また、今年度についてでございますが、感染症により経済的な影響を受ける事業者への支援などに活用します事業者支援分につきましては、交付額が示されておりますけれども、これは都道府県のみが配分の対象となっておりまして、市町村は交付対象となっております。

今後、地方自治体が実施した国庫補助事業の地方負担分等に係る交付限度額が示される見込みでございますけれども、現時点では交付スケジュール等の詳細は示されていないという状況でございます。

●くまがい誠一委員 昨年度の臨時交付金については、人口や事業所数など、ある程度自治体の規模に沿った算定がされているようでございます。しかし、今年度の臨時交付金については、事業者支援分が都道府県のみで配分されているのご答弁でございました。事業者や市民に対する支援については、都道府県だけではなく、基礎自治体である市町村が担うことで、より効果的な対策を立て、きめ細かくスピーディーに対処できるものと考えます。

一方で、市町村と一言言っても感染状況は様々であり、札幌市をはじめ、全国的に人口や事業者が集積している大都市において陽性者が多くなっていることから、大都市への負担が大きくなっているのではないかと、この1年を通して感じるところでございます。今後、臨時交付金が市町村に配分されることとなった場合、そのような感染状況の違いなども考慮されるべきであると考えます。

そこで、質問ですが、臨時交付金の算定にはどのような課題があると認識しているのか、お伺いいたします。

●中澤財政部長 臨時交付金の算定における課題につきましてお答えいたします。

昨年度交付されました臨時交付金の算定におきましては、感染状況による係数は、原則、都道府

県単位で一律に見られておりました、陽性者数が多い大都市の実態が考慮されていないなど、財政需要が適切に反映されていないという課題があるというふうに認識をしております。また、財政力が高い団体ほど、配分される額が少なくなるという補正がなされておりました、大都市にとって不利な算定式となっていることも課題であるというふうに考えております。

そのため、今回の白本では、市町村単位の陽性者数を算定に反映させること、また、財政力にかかわらず、必要な額を措置するよう算定方法を見直すことを提案しているところでございます。

●くまがい誠一委員 昨年度の臨時交付金の算定においては、大都市の需要が適切に反映されておらず、大都市にとって不利であり、その点について、白本でも改善の提案を入れているとのご答弁でございました。

今後、今年度中にワクチン接種が進み、アフターコロナを迎えた際には、観光需要喚起策をはじめとした経済対策などを行うことが必要となり、その際の財源として臨時交付金が交付されるのではないかと思います。しかし、白本は、令和4年度国家予算に向けた提案であり、今年度の交付には間に合わないのではないかと思います。

そこで、質問ですが、臨時交付金の追加配分や算定方法の見直しについて、今後、緊急的な要請が必要だと思いますがいかがか、お伺いいたします。

●中澤財政部長 臨時交付金の追加配分や算定方法の見直しの要請方法についてお答えいたします。

臨時交付金の追加配分や算定方法の見直しにつきましては、これまでも、指定都市市長会の緊急要請を通じて行ってきたところでございます。また、この白本におきましても、臨時交付金の交付や算定方法に関しましては、来年度においても、今年度と同様に感染状況が収まらない場合なども想定しまして、地方自治体が臨時的に必要な対策

を行うことができるよう、交付金の継続や算定方法の見直しについて提案をしているところであります。

委員のご質問にもありました今年度中の追加交付につきましては、この白本のみならず、札幌市の独自要望や指定都市市長会の緊急要請など、様々な機会を捉えて国に対して訴えてまいりたいというふうに考えております。

●くまがい誠一委員 札幌市をはじめとした大都市の実情に合った臨時交付金の配分がされるよう、国に対してしっかりと現状を伝え、継続的に提案を行っていくことをさらに求め、次の質問に移ります。

次に、不育症治療の支援に関してお伺いいたします。

かねてより、我が会派は、次代を担う子どもの健やかな成長を社会全体で支援し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することは、近年の晩婚、晩産、少子化の中にあって大変重要な課題であると認識しており、国に対しても支援の必要性を訴えてきたところでございます。

今年度の白本には、子育て家庭等の経済的負担の軽減措置や子どもの貧困対策の項目に、不妊治療の保険適用及び不育症に対する支援の拡大や保険適用を要請する文案が追加されており、このことについては一定の評価をさせていただきます。

そこで、まず確認でございますが、現在の札幌市における不育症治療への支援事業と、今年度の予算額及び財源についてお伺いいたします。

●中澤財政部長 札幌市におけます不育症治療への支援事業についてお答えをいたします。

札幌市における不育症治療助成事業は、疑いも含めまして不育症と診断され、対象となる検査及び治療を受けたご夫婦を支援しているところでございます。流産、死産、新生児死亡、いずれかの既往が2回以上あることや指定する医療機関で不育症治療を受けていることなどの条件を満たした方を対象としまして、不育症の1回の治療期間に

行った検査及び治療の費用について、10万円を上限として助成をしているものでございます。

札幌市におきましては、平成29年度からこの助成事業を行っておりまして、今年度の予算額は635万4,000円、その財源は、全額、一般財源でございます。

●くまがい誠一委員 今、答弁がございましたとおり、札幌市の不育症への助成事業は、全額、一般財源で行っているとのことでした。

今年度、国においては、不育症検査費用助成事業が始まったところであり、国の補助金も活用すべきであると思います。

そこで、質問ですが、国の助成事業の内容と本市における助成事業との関連性について伺います。

●中澤財政部長 国の助成事業の内容と札幌市におけます助成事業との関連性につきましてお答えいたします。

まず、国の不育症検査費用助成事業は、現在、研究段階にある検査のうち、保険外併用の仕組みで実施する先進医療を対象に、地方自治体が行う患者への助成に対して、5万円を上限に、国と地方が2分の1ずつの割合で補助を行う制度となっております。

札幌市と国の助成事業との関連性につきましては、札幌市では、医療保険適用の有無を問わず、検査と治療を対象としております一方で、国の助成対象は、現在のところ、流産検体を用いた染色体検査に限定されております。また、札幌市の助成額の上限が10万円でありますのに対して、国の上限額は5万円でありますことから、国費の対象となりますのは、札幌市の助成対象の一部にとどまるものというふうに想定しております。

そのため、この白本の提案などを通じまして、国に対して助成対象の拡大などを求めてまいりたいというふうに考えております。

●くまがい誠一委員 国の補助制度ができたものの、助成対象が限定的であり、国としての支援

はまだまだ足りない現状でございます。札幌市の不育症に対する取組は、多くの女性、そして、その家族の幸せにつながるものと期待しており、今後もこの事業を継続して行っていくことが必要と考えます。そのために、国の財政措置が必要不可欠であることから、我が会派としても、引き続き、国に対して働きかけを行ってまいりますし、この白本のみならず、あらゆる機会を捉えて、さらなる拡充を提案していただくことを求め、私からの全ての質問を終わらせていただきます。

●千葉なおこ委員 私からは、GIGAスクール構想の推進に向けた制度の充実についてお聞きいたします。

新学期からタブレット授業が全公立の小・中学校で開始されました。学校では、タブレット端末の使用に当たり、アカウントの管理や端末を持ち帰ったりしての家庭学習の際のチェックポイントが書かれた確認書が配布されまして、サインをして、また学校に提出というのが求められているところでは。

私も、2人の小学校の保護者として、確認書は記入して学校のほうに提出させていただきました。タブレット端末が破損した際、学校によっては、保護者に対して弁償を求めるといった記述があったり、保護者や学校に申し出るだけでよかったり、学校によって対応が様々であると保護者の方からお聞きしております。

この補償についてはどのように考えており、現時点ではどう対応しておられるのか、伺います。

●中澤財政部長 タブレット端末の破損への補償、あるいは、その対応についてのご質問でございます。

タブレット端末などの貸出しの際には、保護者から情報端末等借用申請書兼同意書を提出していただいております。この中で、過失や故意により借用した機器に損害を与えた場合、それを弁償するよう同意を求めています。明らかな故意に

よる破損などの場合には、残存価値分の補償を求めることがあるというふうに認識しておりますけれども、通常使用の範囲における過失による場合に、保護者へ補償を求めるということは想定していないところでございます。

なお、現状としましては、タブレット端末の修繕に係る経費につきましては、国による財政支援はなく、一般財源で対応しているところでございます。

●千葉なおこ委員 白本の要請には、1人1台端末整備に対する国庫補助に当たっては、初期整備に限定せず、端末のリース費、修繕、保守、更新等のランニングコストについて継続的な支援を行うこと等を求めています。

義務教育は、法律で教科書が無償と定められております。児童生徒が毎日使用する教科書の値段は、教科や学年によっては異なりますが、小学校の国語の教科書の場合、大体1冊300円から400円となっております。一方、タブレット端末は、1台約5万円ほどかかります。保護者がそうそう支払えるような金額ではありませんので、万が一破損したら保護者が弁償ですよというようなことは、今後もあってはならないというふうに考えます。

今後、学習の中で、デジタル教科書としての役割が増えていくことや家庭学習に持ち帰って使用することなど、使用頻度も増えてまいります。継続的な支援の要請は保護者の負担がないようにという趣旨を明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。

●中澤財政部長 保護者の負担に関する提案についてのご質問でございます。

今年度の白本につきましては、端末の修繕、保守などのランニングコストに限らず、家庭学習を行う際のインターネット接続回線使用料などにつきましても財政支援を求めています、こうした内容は、保護者負担を生じさせないようにといった意図も含めて提案を行っているものでござ

います。

今後とも、児童生徒が授業や家庭学習におきまして、ICT、情報通信技術を活用できる環境が整備できますよう、国に対して、保護者の負担の軽減も含めまして必要な維持管理経費の財政支援を求めてまいりたいと考えております。

●千葉なおこ委員 1人1台タブレットは、国によって、昨年、前倒しで一気に整備がされましたけれども、今後かかってくるコストについては、引き続き大きな課題です。

BYOD、Bring Your Own Deviceという個人所有端末の利用も含めた公費以外による整備等の選択肢について、文部科学省の令和2年6月、教育の情報化に関する手引に書かれておりますが、これは、やはり、教育格差をはじめ、多くの問題があるというふうに思います。まずは、タブレット端末については、保護者の負担とならないように、本市が責任を持っていただきまして、引き続き、国には強く要望していただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

●佐々木明美委員 私からは、要望項目の10項目めにありますシステム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等に関連して、3点質問いたします。

今年5月12日に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含むデジタル改革関連法が成立し、今年9月にはデジタル庁の創設、2025年末までに、自治体独自に行ってきた業務を国が提供する共通基盤のシステム、ガバメントクラウドへ移行する方向性が示され、今年9月から施行されます。

そこで、質問ですが、1点目は意見聴取団体についてです。

要請項目の(1)に、意見聴取団体に指定都市市長会を加えることとあります。標準化に関する法律の基本方針第5条の4には、基本方針を作成しようとするときには、市長またはその他関係者

の意見を聴かなければならないとなっています。昨年11月25日にも、指定都市市長会での行政のデジタル化に関する指定都市市長会緊急提言が出され、今年5月24日にも提言が出されていますが、あえて指定都市市長会を意見聴取団体に加える理由について伺います。

●中澤財政部長 意見聴取団体に指定都市市長会を加えることについてのご質問でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、国が基本方針案を作成するに当たって、意見を聴取する団体は、現在のところ、全国知事会、全国市長会、全国町村会となっております。指定都市市長会は対象となっていないという状況でございます。

これに対して、指定都市は、行政区を持つなど、他の市町村と比較して業務範囲が広く、大都市特有の業務要件がありまして、それらをシステムにしっかりと反映していく必要がございます。そのために、意見聴取団体に指定都市市長会を加えるようにといった提案をしているところでございます。

●佐々木明美委員 続けて質問いたします。

2点目の質問は、システムの標準化に伴う財政措置についてです。

国は、住民記録、地方税、福祉等、地方自治の主要17業務のシステム移行のために必要となる標準経費やシステム移行経費に対する補助を行うとなっておりますが、17システム以外にも、自治体独自に使用者の必要に応じてシステムを改修するなど、多額な費用がかかることが想定されます。

要望では、幅広く財政支援の対象とすべきと求めています。国からの財政支援が得られなかった場合、どう対応されるのか、伺います。

●中澤財政部長 国からの財政支援に関するご質問についてでございます。

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、移行のために必要な準備経費やシステム移行経費に対する補助を行うこととされ

ておりますけれども、現在のところ、国から補助要件及び補助要綱が示されておらず、財政支援の内容は不透明である状況でございます。

また、国が指定する17のシステムは、ほかの行政サービスを担うシステムなどと密接に連携しておりますので、関連システムについても改修が必要となってまいりますが、こちらへの財政支援の内容も不透明である状況でございます。国の財政支援がなければ地方負担が生じるということになりますので、関連システムの改修も含めて、幅広く財政支援の対象となるよう、引き続き、国に対して提案をしていく考えでございます。

いずれにいたしましても、行政手続における業務の効率化と市民サービスの向上が図られますよう、今後もしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

●佐々木明美委員 最後に、システム標準化スケジュールについて伺います。

資料では、2025年末までを移行期間とし、現行の17の対象業務は、住民基本台帳、地方税、国保、年金、生活保護を含む市民生活に直接関わる内容ばかりです。全国が同時に、しかも5年という制限もあり、業務手順の見直しを含め、大規模なシステム改修事業です。今年の夏までに国が手順書を示すことになっていますが、札幌市はどのようなスケジュールで進めようとしているのか、伺います。

●中澤財政部長 今後の札幌市の検討スケジュールについてお答えいたします。

国におきましては、(仮称)自治体デジタル・トランスフォーメーション推進手順書が今年の夏に策定されまして、標準的な手順が公表される予定となっておりますので、それを受けて、札幌市におきましても、スケジュールの検討を進める予定でございます。

国は、令和7年度を移行期限としておりますけれども、確実に安定したシステムを構築することが何よりも重要でありますので、今後、国やベン

ダーなどが提示する各種の情報を幅広く収集、分析をしまして、慎重かつ遅滞なく検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●佐々木明美委員 システムを標準化するに当たり、指定都市であるために、業務範囲が広いこと、そのための経費がかかることが分かりました。本市は、国が示すスケジュールを遅滞なく進めるつもりであることも答弁されました。

21ページに、指定都市の懸念が5点記されていますが、既に多くの課題が認識されているということです。国の進めるシステムの標準化、また、ガバメントクラウドへの移行は、これまで自治体が住民サービスの場面で独自に構築してきたものが一元化される懸念があります。

私は、全国一律の標準化を求める国の計画が機械的で問題であると思います。国が示すスケジュールに合わせてシステムを構築することが何より重要との答弁でしたが、最も重要なことは市民の個人情報を守ることであり、デジタル化を急ぐあまり、市民が不利益を受けることのないよう求めて質問を終わります。

●阿部ひであき委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●阿部ひであき委員長 なければ、質疑を終了いたします。

最後に、令和4年度国家予算等に対する札幌市重点要望事項についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●小角まちづくり政策局長 本日は、国の予算、制度の両面にわたり、札幌市が抱えている重要な問題について独自に要望を行います令和4年度札幌市重点要望について、その原案をご審議いただきたく存じます。

今年度につきましては、昨年同様、札幌市まちづくり戦略ビジョンの三つの重点テーマに沿って要望を重点化いたしますとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた要望を冒頭に取り

まとめております。

この新型コロナウイルス感染症に関する要望につきましては、札幌市重点要望が令和4年度国家予算に関する要望であることを前提に、現下の感染予防対策や医療・福祉提供体制の整備、市民生活や地域経済を守る対策のほか、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた、以前の日常を完全に取り戻すための経済活性化に関する支援など、国に対して求めるべき内容を整理しております。

それでは、内容につきまして、政策企画部長よりご説明をさせていただきます。

●浅村政策企画部長 令和4年度札幌市重点要望(案)につきましてご説明をさせていただきます。

まず、配付資料を確認させていただきます。

3種類ございまして、資料3、令和3年度札幌市重点要望の主な要望結果、資料4、令和4年度札幌市重点要望(案)、資料5、省庁別要望項目一覧でございます。

初めに、昨年度の要望結果につきましてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

要望結果の主なものとしたしまして、表の2番目にあります札幌都心部における交通結節機能の強化では、2021年3月に、国が国道5号創成川通を新規事業化するというのを決定いたしました。

次に、6番の多様な教育環境の整備では、公立小学校における学級編制の標準について、令和7年度までに段階的に全学年を1クラス35人に引き下げることが決定されました。

次に、8番の国土強靱化に向けたまちづくりでは、大規模盛土造成地変動予測調査について、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が閣議決定されて、国費率のかさ上げが令和4年度まで延長されたところでございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、関係省庁などに対しまして、札幌の現状や国への提言

をお伝えいただきましたことにより、多くの成果が得られましたことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

続きまして、資料4、令和4年度札幌市重点要望（案）をご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、目次をご覧ください。

構成といたしましては、昨年と同様、新型コロナウイルス感染症に関する要望事項を先頭に置きまして、それに続いて、札幌市まちづくり戦略ビジョンの重点テーマでございます産業・活力、暮らし・コミュニティ、低炭素社会・エネルギー転換に分類しており、要望の大項目は全部で15項目としてございます。

それでは、各要望事項の説明をさせていただきます。

まずは、1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の大項目の一つ目、より効果的な対策の再構築等についてでございます。

これまで、新型コロナウイルス感染症に対して様々な対策を講じてきたものの、変異株の出現等もあり、いまだに感染拡大の脅威が収まらない状況にあります。そのような中、今後のさらなる感染拡大を防ぐためには、拡大の兆しが見えた際の初動対応をいかに迅速に行うかが重要となっております。

そこで、国に対しまして、これまでの対策等を早急に検証し、体系的な対策、実施体制を再構築するとともに、感染による市民や事業者への影響を、短期かつ最小限に抑えるため、強力な措置とそれに見合う補償の制度化を要望するものでございます。

2ページをご覧ください。

2項目目、医療・福祉提供体制の整備と感染予防対策に係る支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、感染拡大と収束を繰り返すことから、感染拡大時の対策はもとよ

り、新たな感染症発生の将来的なリスク対策として、次の事項を要望いたします。

(1)として、広域的・総合的な医療提供体制の確保、(2)として、医療機関に対する支援、

(3)として、介護・障がい福祉施設等に対する支援、(4)として、医療・福祉従事者の応援体制や感染症対策の専門家派遣、次に、3ページに参りまして、(5)として、保健所の体制・機能の強化、(6)として、検疫・検査体制の更なる充実、(7)として、治療薬及びワクチンの開発・安定供給・接種体制、(8)として、水際対策の強化について要望いたします。

次に、4ページをご覧ください。

3項目目、市民生活・事業の継続等に関する支援についてでございます。

5月9日に、札幌市に対してまん延防止等重点措置が適用となり、また、5月16日には、北海道に対し緊急事態宣言が発令され、その期間が延長も含め1か月以上に及ぶなど、市民の外出自粛や事業者への休業要請により、市民生活や市内経済に甚大な影響が及んでいることから、市民の生活を守ることはもとより、中小企業の事業継続について、次の事項を要望いたします。

(1)として、生活に困窮する世帯等に対するきめ細かな支援、(2)として、中小企業等の事業継続の支援、(3)として、地域公共交通事業者に対する支援、(4)として、農水畜産物業者や食品製造業者に対する支援、次に、5ページに参りまして、(5)として、雇用対策の強化について要望いたします。

6ページをご覧ください。

4項目目、経済活性化に関する支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、来札幌観光客数は大幅に減少しており、商業者や観光関連事業者等の経営状況は依然厳しい状況にあることから、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した多様な観光ニーズに対応するとともに、地域

経済を早期に回復させるため、次の事項について要望をいたします。

(1)として、観光需要の喚起やインバウンド回復に向けた対策、(2)として、新たな働き方・旅行スタイルの推進、(3)として、地域における消費喚起対策の切れ目ない実施、(4)として、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した事業転換等の支援、次に、7ページに参りまして、(5)として、事態収束後を見据えた海外展開等の支援、(6)として、オンライン商取引需要や物流安定化への対応について要望いたします。

次に、8ページをご覧ください。

5項目め、財政支援の充実と事務権限の在り方についてでございます。

新型コロナウイルス感染症変異株をはじめ、今後、さらに感染力が高い強力な感染症が出現する場合に備え、初動対応を含め、迅速かつ機動的な対応が必要であることから、以下の事項について要望をいたします。

(1)として、迅速な地方財源措置、(2)として、地方交付税の総額確保、(3)として、事務権限の在り方について要望をいたします。

これ以降は、新型コロナウイルス感染症対策以外の項目について、札幌市まちづくり戦略ビジョンの重点テーマに沿ってまとめております。

9ページをご覧ください。

こちらでは、産業・活力分野に係る要望の背景や取組内容を整理しております。

まちづくり戦略ビジョンの目指す都市像の一つである「北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち」の実現に向けて、都心の再開発やスノーリゾートとしての世界的なブランドの確立などを進め、まちの魅力の向上を図ってまいります。また、交通面からは、北海道新幹線の札幌早期開業や都心と高速道路間のアクセス機能強化を図り、広域的な交通ネットワークの一層の強化を目指します。こうしたまちづくりの状況を踏まえなが

ら、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に取り組み、都市のブランド力をさらに高めてまいります。

10ページをご覧ください。

大項目の一つ目、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期完成についてでございます。

1として、新函館北斗・札幌間の早期完成、次に、11ページに参りまして、2として、建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の拡充、3として、青函共用走行区間等における新幹線高速走行の早期実現を要望いたします。

12ページをご覧ください。

2項目め、札幌都心部における交通結節機能の強化についてでございます。

1として、道路整備に必要な予算の確保、2として、「国道5号 創成川通」の整備促進、次に、13ページに参りまして、3として、札幌駅の交通ターミナルの事業計画の策定に向けた調査の促進を要望いたします。

14ページをご覧ください。

3項目め、国際競争力の強化に向けた都市の魅力向上についてでございます。

1として、都市の魅力向上に向けた都市開発事業等への支援、次に、15ページに参りまして、2として、地下鉄南北線さっぽろ駅改良事業への支援、16ページに参りまして、3として、道内航空ネットワークの充実に向けた丘珠空港の利活用の促進、4として、新千歳空港の機能強化の着実な推進、5として、MICE誘致に係る支援と国際会議の本市開催、次に、17ページに参りまして、6として、スノーリゾート実現への支援を要望いたします。

なお、ただいま申し上げた項目のうち、6につきましては、冬季の集客力向上と観光消費の拡大を図るため、雪の街と国際観光都市の魅力を融合させ、スノーリゾートとしての世界的なブランドの確立を目指して、中長期的な取組を進めていくため、今回、新たに要望するものでございます。

18ページをご覧ください。

4項目め、冬季オリンピック・パラリンピックの招致についてでございます。

1として、冬季オリンピック・パラリンピック招致に係る支援、次に、19ページに参りまして、2として、国内有数の施設に係る再整備等への支援、3として、総合型ハイパフォーマンススポーツセンターの建設、次に、20ページに参りまして、4として、国際競技大会招致への支援、5として、交通輸送手段等のバリアフリー化に向けた支援について要望してまいります。

21ページをご覧ください。

こちらでは、暮らし・コミュニティ分野に係る要望の背景や取組内容を整理しております。

まちづくり戦略ビジョンのもう一つの目指すべき都市像である「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」の実現に向けて、保育人材の確保や子ども医療費助成の対象拡大に取り組むとともに、公立夜間中学の設置に向けた準備を進めてまいります。また、札幌市は、生産年齢人口の減少と老年人口の増加が急速に進むことが見込まれることから、質の高い地域包括ケア体制の構築や介護人材の確保に取り組んでまいります。

さらに、政令指定都市への移行時期に整備された公共施設やインフラの更新、維持管理を着実に実施するとともに、平成30年北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めてまいります。また、人手不足解消や生産性向上を図るため、デジタル化を推進し、市民生活の質の向上につながる社会を目指す取組を進めてまいります。

22ページをご覧ください。

5項目め、子ども・子育て支援の充実・強化についてでございます。

1として、保育士等の処遇改善に向けた支援、2として、国による子ども医療費助成制度の構築、次に、23ページに参りまして、3として、多子世帯への利用者負担額の軽減措置の拡大と必要

な財源措置を要望いたします。

24ページをご覧ください。

6項目め、多様な教育環境の整備についてでございます。

1として、少人数学級の推進に向けた教職員定数の拡充、2として、公立夜間中学の設置に向けた支援、次に、25ページに参りまして、3として、GIGAスクール構想推進に係る財源措置を要望いたします。

なお、ただいま申し上げた項目のうち、3については、GIGAスクール構想により、1人1台端末環境を実現いたしました。継続的に必要となる運用経費に対して十分な財源措置が講じられておらず、今後の運用に支障を来すことが危惧されるため、継続的な財源措置を、今回、新たに要望するものでございます。

26ページをご覧ください。

7項目め、介護基盤等の充実についてでございます。

1として、地域包括ケア体制の深化・推進に係る支援の拡充、2として、第1号被保険者の保険料抑制に係る財政支援の拡充、次に、27ページに参りまして、3として、介護人材の確保に係る取組への支援、次に、28ページに参りまして、4として、難病医療費に係る地方交付税措置の拡充を要望いたします。

なお、ただいま申し上げた項目のうち、4の難病医療費につきましては、札幌市は、人口1,000人当たりの患者数、難病医療費の公費負担額に係る総額などが指定都市の中で最も多く、公費負担額も増加傾向にある一方で、難病医療費に係る普通交付税は算入不足が続いており、不足額も年々増加していることから、地方交付税措置のさらなる拡充を、今回、新たに要望するものでございます。

29ページをご覧ください。

8項目め、国土強靱化に向けたまちづくりについてでございます。

1として、国土強靱化へ向けた着実な施策の実施と財政支援、2として、非常用電源確保のための支援の拡充、次に、30ページに参りまして、3として、学校施設整備に係る国庫補助の拡充及び財源の確保、次に、31ページに参りまして、4として、下水道施設の老朽化対策に係る国費支援の着実な実施、次に、32ページに参りまして、5として、除排雪経費に係る地方交付税措置の拡充を要望いたします。

次に、33ページにあります9項目め、デジタル・ガバメントの推進についてでございます。

こちらの大項目は、今回、新たに要望するものでございます。国が進めるデジタル社会の実現に向けた動きに合わせて、札幌市では、デジタル推進担当局を設置し、誰もが安心して利便性を実感し、市民生活の質の向上につながる市民目線によるデジタル改革を実現することとしております。

そのためには、マイナンバーカードの普及、活用の促進や自治体システム標準化、共通化への対応、官民連携によるスマートシティの実現に向けた取組等を進めていく必要があります。

そこで、1として、デジタル・ガバメント推進に係る支援、次に、34ページに参りまして、2として、マイナンバーカードの普及促進に係る支援を要望いたします。

35ページをご覧ください。

こちらでは、低炭素社会・エネルギー転換分野に係る要望の背景や取組内容を整理しております。

札幌市は、2008年に環境首都・札幌を宣言するとともに、2018年には、第2次札幌市環境基本計画を策定し、次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市、環境首都・SAPPOROを、2050年に向けた札幌の環境の将来像として設定しております。

さらに、2020年2月、札幌市内から排出される温室効果ガスを2050年には実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指すことを宣言いたしました。

た。

この将来像の実現に向け、都心の低炭素化を進めるとともに、水素などの次世代エネルギーの普及、導入を推進し、積雪寒冷地に適した脱炭素社会を構築いたします。また、ごみ減量化によって確立したスリムで効率的なごみ処理体制を将来にわたって維持することにも取り組んでまいります。

36ページをご覧ください。

10項目め、脱炭素化に向けた取組の推進についてでございます。

1として、環境に配慮し、かつ強靱化に向けた都心のまちづくりへの支援、次に、37ページに参りまして、2として、水素社会の早期実現に向けた支援、3として、ゼロエネルギー住宅、いわゆるZEH、そして、ゼロエネルギービル、いわゆるZEB補助制度の充実、次に、38ページに参りまして、4として、清掃工場更新における財源措置を要望いたします。

最後に、資料5でございますが、各要望項目を省庁別に分類し、整理したものとさせていただきます。

資料の説明については、以上でございます。

●阿部ひであき委員長　それでは、質疑を行います。

●小須田ともひろ委員　私からは、最初に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

ただいまご説明がありましたとおり、昨年度と同様、札幌市まちづくり戦略ビジョンの重要テーマであります産業・活力、暮らし・コミュニティ、低炭素社会・エネルギー転換の観点に沿って要望を重点化したほか、新型コロナウイルス感染症の対策に関する要望を冒頭に盛り込んだこととあります。

札幌市重点要望については、翌年度の国家予算編成に向けた要望ということを前提に、新型コロナウイルス感染症対策も含め、中長期的な視点で

要望項目を整理していることかと考えますが、感染状況は刻々と変化し、必要な対策も日々変わってくるものと思います。

そこで、質問ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望部分の考え方について伺いたします。

また、中長期的な視点を踏まえた要望も重要ではありますが、時期を逸することなく、今まさに、必要な支援を具体的に要望していくことも必要と考えますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望の考え方、そして、必要な支援を具体的に要望すべきという二つの質問についてお答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関する要望案は、現下の状況を踏まえ、感染対策のほか、市民生活や事業の継続、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経済活性化に関する支援等について取りまとめたものでございますが、中長期的な視点も踏まえたことによりまして、若干、抽象的な内容の要望もあるということ認識しているところでございます。

感染状況につきましては、日々変化しておりますが、スピード感を持って課題に対応していくため、これまで、その都度、国に対して具体的な要望を行いまして、これを受けた国からの補助などに基づき、補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症により悪影響を受けた方々に対する支援を行ってきたところでございます。

今後も、早急に必要な支援につきましては、この重点要望のみならず、時期を逸することなく、国に対して具体的な要望を行ってまいりたいと考えております。

●小須田ともひろ委員 次に、マイナンバーカードの普及促進について伺いたします。

札幌市の令和3年4月1日時点でのマイナンバーカードの普及率は25.7%と政令指定都市平均である30%を大きく下回っております。特に、マ

イナポイントの対象となるマイナンバーカード申請受付が終わった今後は、カード取得の伸び悩みが懸念されます。

マイナンバーカードの取得につきましては、申請からカードの交付まで1か月以上かかることやオンライン申請をしても、その後、本人確認のために区役所へ行くことが必要となること、また、代理人による取得が非常に複雑であることなど、人によっては手続きが煩雑とを感じる方もいらっしゃいます。また、比較的早い時期にカードを取得した方は、カードに搭載されている電子証明書の有効期限である5年を迎え、更新手続きが必要な時期に来ており、この手続きでも区役所の窓口に出向くことが必要となっております。

デジタル社会のパスポートとも言われ、様々な行政手続きのオンライン化において必要となるマイナンバーカードの普及を促進している中にありましては、新規取得や更新手続きのために、区役所の窓口まで出向かなくても済むような方法も検討が必要ではないかと考えます。

そこで、質問ですが、国に対して、今回の要望を行うに当たり、札幌市としてはどのような点を課題として捉え、また、どのように取り組んでいくつもりなのか、伺いたします。

●浅村政策企画部長 マイナンバーカードの普及促進に関する課題、それから、今後の取組についてお答えをいたします。

委員がご指摘のとおり、マイナンバーカードの取得については、カードの性質上、本人確認などを厳重に行わなければならない、基本的に、一度は区役所への来所が必要となるなど、手続きが煩雑であり、手間もかかるということが課題と考えてございます。

そこで、今年度は、市民の方が足を運びやすい商業施設やまちづくりセンターなどの公共的な施設で申請を受け付ける、いわゆる出張申請受付を本格実施することとしておりまして、区役所に来所することなく手続きを済ませるなど、利便性を高

めることにより交付率の向上を図ってまいります。

そのため、このたびの要望におきましては、カードの交付に時間を要する一因となっている暗証番号設定事務の効率化と出張申請受付の委託に必要な経費に係る財源措置を求めることとしてございます。また、電子証明書の更新手続についても、取得時と同様の課題があるというふうに考えてございます。

今後、市民にとって利便性の高い手続とするための検討を引き続き行い、必要に応じ、国にも要望してまいりたいと考えております。

●小須田ともひろ委員 マイナンバーカードをはじめ、今後、進んでいくであろう様々な場面でのデジタル化につきましては、将来的に作業効率が飛躍的に伸びるようなものであっても、その過渡期には、システム移行のために事務作業が増えたり費用がかかったりするものと思いますので、そのために必要な支援もしっかりと国に要望していただければと思います。

●あおいひろみ委員 私からは、2点質問いたします。

まず初めに、スノーリゾート実現への支援について伺います。

近年、増加していたインバウンドを含めた観光客入り込み数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しており、影響前の水準に戻るまでには数年かかることが見込まれます。

そのような状況ではありますが、国においても、新型コロナウイルス感染症の収束を見極めながら、再び観光産業を成長軌道に戻し、観光立国を目指していく方針に変わりはなく、その実現にはインバウンドの回復が欠かせない重要な要素であります。

札幌のスキー場は大都市にありながら、質のよいパウダースノーが多く降り積もり、都心部からのアクセスもよいなど、優れた魅力を持っていますし、札幌には、スキー場のほかにも冬季の観光

資源が豊富にあります。また、札幌の周辺には、ニセコや留寿都など、世界から高い評価を得ているスキー場があり、それらのスキー場と連携して取り組むことによって、インバウンドに長期滞在を楽しんでいただける世界的なスノーリゾートエリアになり得る可能性が大いにあると思っております。

このように、大きな可能性を秘めたスノーリゾートの推進について、札幌市としても取組を加速させるべきだと思いますが、大きな課題として、個々のスキー場の老朽化が挙げられると思います。スキー場によってはセンターロッジ等の建物の老朽化が目立つものもありますし、今年3月に開かれた第4回スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略検討委員会の資料によると、市内のスキー場のリフトやゴンドラの約6割が築30年以上であるとのことであり、索道搬器の更新も今後は必要になってくると考えられます。

一方、観光庁では、国際競争力の高いスノーリゾートの形成を支援する補助事業が実施されており、補助対象としてスキー場のインフラ整備も含まれますが、機能向上を伴わない索道搬器の更新は補助対象に含まれないなど、札幌のスキー場の抱える課題に対応できない部分もあります。

そこで、質問ですが、今申し上げたとおり、施設の老朽化対策は今後の重要な課題と考えますので、国に対し、その点を明確に要望していくべきと考えますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 スノーリゾート実現への支援の中で、施設の老朽化対策についてどのように考えるかということについてお答えいたします。

現在、札幌市は、スノーリゾートとしてのブランド化を推進し、インバウンドをはじめとした観光客の増加と滞在期間の長期化による冬季の観光消費の拡大を図るため、市内スキー場、関連事業者、関係団体、行政が一体となって取り組むための指針であるスノーリゾートシティSAPPORO

○推進戦略の策定を進めているところでございます。

委員がご指摘のとおり、札幌市としても、スノーリゾート推進に当たっては、施設の老朽化対策が課題というふうに認識してございまして、今回の重点要望（案）においては、施設整備に対する支援を求める趣旨も含めていたところでございますけれども、その旨をより明確に伝えられるよう、所管局と協議の上、文言の修正について検討してまいりたいと考えております。

●あおいひろみ委員 札幌市は、いい雪が降るだけではなく、冬の道路状況なども普通に運転できるほど、とてもよい環境になっていると思います。札幌市でできることはやっておりますので、プラスアルファの部分を国にしっかりと要望するようにお願いいたします。

2点目です。

難病医療費に係る交付税措置の拡充について伺います。

難病医療に関する事務については、2018年度から、大都市特例により、北海道から札幌市に権限が移譲され、市が主体的に難病対策を行い、難病患者へのさらなる施策の充実を図ることができるようになった一方で、医療費助成のほか、人件費や事務費などの多額の財政負担が生じております。難病の医療費助成については、国庫負担率が2分の1、残りは一般財源負担となっており、一般財源負担は、地方交付税により措置されることとされておりますが、権限が移譲された当初から算入不足が生じ、不足額も年々増加しております。

現在、札幌市の難病患者数は約2万3,000人で、道内の患者数の約4割を占めているところであり、医療費助成の対象となる疾病も定期的増加しているため、今後も難病患者数や公費負担額は増加することが見込まれることから、本市の財政状況からも、市の持ち出しが大きくなるように、国の責任において適切に財政措置がされる

ことが必要であると考えます。

そこで、質問ですが、難病医療費に係る公費負担について、札幌市としてはどのような点を課題として捉え、また、国に対してはどのような支援を求めるのか、要望の趣旨を伺います。

●浅村政策企画部長 難病医療費に係る交付税措置の拡充に関しまして、札幌市としての課題認識、それから、国に対してどのような支援を求めるのかという要望の趣旨についてお答えをいたします。

増加傾向にございます難病患者の長期にわたる療養と社会生活を支える総合的な対策について、指定都市である札幌市の果たす役割は大きなものがございまして、難病医療費の適正な支給はもとより、相談支援の質的充実や利便性の向上にも努めながら、本市としてもしっかりと取り組んでいく必要があると認識してございます。

一方、委員がご指摘のとおり、普通交付税の算入不足が生じ、一般財源負担額が非常に重い財政負担となっている中で、今後もさらに地方交付税の算入不足額が増大していくものと見込まれること、また、難病患者数など、地域の特性により団体間で生じている一般財源負担額の差が広がっていることを課題と認識してございます。

こうしたことから、難病医療費の交付税措置について、算定方法の見直しによる団体間における一般財源負担の是正を含め、算入不足が生じないよう、実態に見合った措置の拡充を要望することとしたものでございます。

●あおいひろみ委員 難病を抱える方々は、ふだんからとても不安を抱えていると感じます。しっかりと国に要望して、しっかりとした住みやすいまち札幌を目指してください。よろしく願いいたします。

●わたなべ泰行委員 私からは、札幌市重点要望（案）の新型コロナウイルス感染症対策に関する要望のうち、要望項目2、医療・福祉提供体制の整備と感染予防対策に係る支援と、要望項目

4、経済活性化に関する支援、そして、暮らし・コミュニティの要望項目6、多様な教育環境の整備と、要望項目7、介護基盤等の充実について、順次、質問をいたします。

最初に、要望項目2、医療・福祉提供体制の整備と感染予防対策に係る支援のうち、(3)介護・障がい福祉施設等に対する支援について伺います。

4月からの新規陽性者の急増に伴う病床逼迫により、市内の介護福祉施設等では、症状が悪化し、本来であれば、入院を要する患者がいるのにもかかわらず、病床の不足や入院調整に時間を要することにより、やむを得ず、施設内での療養を行う事例が多く発生しております。これにより、職員は、通常の介護に加え、看護も必要になるなど、より大きな負担が続く状況となっております。

本年5月には、地域医療介護総合確保基金によるさらなる支援として、病床逼迫時の施設内療養者1名につき、1日1万円の補助制度が創設され、令和3年4月1日より適用されることとなっておりますが、市内の介護福祉施設等においては、病床逼迫に伴うこうした事例が昨年度から発生していたことから、その時点まで遡った遡及適用が必要ではないかと考えております。

また、介護福祉施設等への新型コロナウイルス感染症関連の支援として、昨年度にも、介護報酬の臨時的な取扱いが行われておりますが、それより前の収入の減少分の措置はされておらず、経営状態を懸念していたところでございます。

今後も、施設及び従事者への大きな負荷のかかる状況が続くと見込まれることから、補助金額の増額、そして、昨年度に実施された従事者への慰労金交付事業の再度の実施など、施設や従事者に寄り添った支援が今まさに求められていると考えております。

そこで、質問ですが、現下の感染爆発の状況を踏まえ、介護福祉施設や従事者への支援をより具

体的に要望していくべきと考えますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 介護福祉施設に対する支援についてお答えいたします。

今回の要望は、翌年度の国家予算編成に向けた要望ということを前提にいたしまして、新型コロナウイルス感染症対策も含め、中長期的な視点で要望項目を整理したものでございます。

一方で、ご質問のございました補助金額の増額や昨年度実施された従事者への慰労金支給といった具体の要望については、これらの支援を求める声が聞こえてきているところでございます。このため、重点要望とは別に、北海道とも連携を図りながら、早期に国への要望を行ってまいりたいと考えてございます。

●わたなべ泰行委員 現場の声が大変だというのが届いているということで、この重点要望とは別に、早期に国へ要望を行っていくという答弁でしたけれども、しっかりと取り組んでいただくことを求めます。

次に、要望項目4、経済活性化に関する支援について伺います。

さきの答弁にもありましたが、今年度の札幌市重点要望(案)では、喫緊の対策が必要な感染予防、市民生活や事業の継続等に関する支援のほかに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて、経済活性化に関する支援などを要望する一方で、今後の感染状況を踏まえて、都度、速やかに国に対して必要な支援を求めていくとのことでありましたが、中長期的な視点で見ますと、先日の第4回定例市長記者会見で、秋元市長からは、接種率を8割とした場合ですけれども、本年の11月末には希望した市民の接種が終了するといった見通しの発言がございました。また、菅総理も、11月末までには国民の接種を終えるように見据えていきたいという話もございました。予定どおりにワクチン接種が進んでいけば、令和4年度には経済活動が本格的に再開してくるものと考えられます

し、また、期待もしております。経済活動を新型コロナウイルス感染症の影響の前の水準に早期に回復させていくためには、やはり、先手先手で手を打っていくことが必要であり、早期回復へのスタートダッシュを切っていくためにも財源措置は必要であります。

今回の札幌市重点要望（案）では、本市の基幹産業の一つである観光業に関連する項目として、Go To キャンペーンなどの国内の需要喚起策の実施のほか、インバウンドの早期回復に向けた支援に関する記述があるものの、いま一つ具体性に欠ける面もあると思います。

そこで、質問ですが、経済活動の本格的な再開を見据え、ウィズコロナ、アフターコロナ時代における支援に関して、より具体的な要望をしていくべきと考えますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 ウィズコロナ、アフターコロナ時代における経済活性化に関する支援の要望について、より具体的に要望すべきではないかということについてお答えいたします。

令和4年度につきましては、経済活動を本格的に再開できるよう、ワクチン接種などの対応について、最大限努めていく所存でございます。しかし、現時点では、いつ頃から本格的に経済活動を再開できるのか、また、アフターコロナ時代にどのような需要があるのかということを確認することは難しい状況にあるというふうに考えてございます。

そのような中、世界各国の感染状況や経済状況の動向を注視していくとともに、新しい旅のスタイルや観光需要などについて、関係機関等の意見も聞きながら速やかに対策を取れるよう、必要な準備を進めてまいりたいと考えてございます。

併せて、コロナ禍が本市の経済に与えた影響を踏まえ、経済的ダメージの回復とさらなる経済成長に必要な、より具体的な支援を適切な時期に国に求めてまいりたいと考えております。

●わたなべ泰行委員 確かに、今、こういった

状況の中で、適切な時期はいつなのだと見極めるのは大変に難しいことだとは思いますが、しかし、今回の新型コロナウイルスの影響で、経営者の皆様、また、企業、本当に疲弊した状況の方が多いと思います。そういった中で、本市が早期に具体的な支援策を打っていく、訴えていくということは、どれだけ希望になるかというふうにも思っておりますので、一日も早く経済の回復を頑張るのだと、強い決意を持って当たっていただきたい、取り組んでいただきたいと思っております。

次に、要望項目6、多様な教育環境の整備のうち、公立夜間中学の設置に向けた支援について伺います。令和3年3月に、札幌市公立夜間中学設置基本計画を策定し、現在は、令和4年4月の開校に向けて準備を進めているところでございます。公立夜間中学の生徒は義務教育未修了者、形式的卒業生、外国籍生徒などの受入れを見込んでおり、多様なニーズが想定されるため、きめ細やかな対応ができる学校運営体制が求められます。

以前、私も自主夜間中学の札幌遠友塾に伺った際に、授業中の個人へのきめ細やかな対応を拝見しまして、普通の中学校の体制では運営は大変だなといった印象を受けました。

本市は、令和3年度の重点要望から、教職員定数の拡充や日本語指導補助者などの活用に関わる補助率の引上げなど、公立夜間中学に係る要望をより具体的に国に要望してまいりました。しかし、現状の制度における公立夜間中学の教員の定員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、1学級40人と、普通の中学校の学級編制と同様となっております。こういった中、いよいよ来年4月に開校が迫っております札幌市立星友館中学校において、実際にどのように学校運営を行っていくのか、不安であります。

そこで、質問ですが、現状の制度として、公立夜間中学の設置、運営に関する国の支援はどのようなものがあるのか、また、どのような目的で今

回の要望を国に行うのかを伺います。

●浅村政策企画部長 公立夜間中学の設置、運営に関しまして、国の支援にどのようなものがあるのか、そして、今回の要望についてはどのような目的で行うのかということについてお答えしたいと思います。

現状の制度といたしましては、公立夜間中学の新設に当たって、開設の2年前から最長で5年間に限り、他都市視察などの調査費や教員研修のための費用、教材教具の購入などに関する補助がございます。

一方、継続的な運営に当たって重要な教職員の定数については、委員がご指摘のとおり、通常の中学校と同数でございまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの補助率についても、通常の中学校同様の3分の1となっているところでございます。

このたびの公立夜間中学の開設に当たりまして、札幌市としては、既存の制度に加えまして、有償ボランティアや通訳などの外部人材を活用するとともに、北海道教育委員会に対しても、教員の派遣を基本とした協力を依頼し、多様な方へきめ細やかな対応を行うことができる学校運営体制を築きたいというふうに考えてございます。

そのため、国に対しては、このような学校運営体制を確実に実施し、そして、さらなる充実を図っていけるよう、要望文に明記している教職員定数の拡充や外部人材の活用に係る補助率の引上げなど、制度改善を要望することとしたものでございます。

●わたなべ泰行委員 多様な方へのきめ細やかな対応を行うことができる学校運営体制のために、有償ボランティアや通訳などの外部人材の活用とか、北海道教育委員会に対しての教員の派遣、こういった答弁がございましたけれども、確かに、外部の方たちをお願いして学校運営体制を築いていくのも大切だと思うのですが、一方で、補助率が通常の中学校同様の3分の1とい

うことなので、本市の負担も増えていくのではないかと心配しております。

今回、外部の人たちも必要だということもあるんですけども、やっぱり、こういった体制では、今後の公立夜間中学の安定した運営についても心配がありますので、引き続き、国に公立夜間中学の安定した、また、きめ細やかな運営のための支援の要望を続けていくことを求めます。

最後に、要望項目7、介護基盤等の充実のうち、介護人材の確保に係る取組への支援について伺います。

現在、介護福祉施設などでは、しっかりとした感染症対策を行って、万全の体制を構築して業務に当たっておりますけれども、施設の特性上からも感染症対策には限界があって、市内の施設において多くのクラスターが発生しております。先ほども話しましたが、介護従事者への身体的・精神的負担は、これまで以上に大きくなっていることは容易に想像されることであり、このような状況では、離職者が増えることや、そもそも介護士を目指す方がいなくなってしまうのではないかと懸念をしております。また、この先、さらなる高齢化が進むことが予想されることから、より一層、介護サービスを支える人材の確保が必要と考えます。

しかし、今年度の札幌市重点要望（案）では、項目として介護人材確保に係る取組への支援とありますけれども、内容に関しては昨年度と全く同様のものとなっております。

そこで、質問ですが、今回の新型コロナウイルスの影響なども念頭に、介護人材の確保に向けた処遇改善については、要望文でも、これまで以上に強く国に要望すべきと考えますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 介護人材の確保に向けた要望に関しまして、より強く要望すべきということについてお答えいたします。

介護人材の確保につきましては、良質な介護

サービスを安定的に提供していく上で重要な課題でございまして、コロナ禍であっても継続して取り組む必要があるものと認識してございます。

国の令和3年度当初予算におきましては、介護の仕事の魅力発信による普及啓発が継続ということになりまして、新規事業として、福祉系高校に通う学生の就学支援制度と他業種から介護分野等への参入促進に係る返済免除つき貸付金制度が創設されるなど、介護人材確保に向けた支援等の拡充が図られたところでございます。

このように、新たな介護人材の確保に関する取組は拡充されてきているということもございまして、その効果も見極めつつ、さらなる処遇の改善に向けて、どのような取組を国に求めていくべきか、今後検討してまいりたいと考えてございます。

●わたなべ泰行委員　さらなる処遇改善に向けて、どのような取組を国に求めていくべきか、検討してまいりたいとありましたけれども、こちらでも、やはり早期に検討していただいて、時には重点要望とは別に、札幌市から、あらゆる場面を捉えまして要望していくことを求めまして、私の全ての質問を終わります。

●千葉なおこ委員　私からは、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望事項の中から幾つかお伺いします。

初めに、2項目目、医療・福祉提供体制の整備と感染予防対策に係る支援の（1）広域的・総合的な医療提供体制の確保についてです。

感染症が急増した場合の病床・医療従事者不足による医療崩壊を防ぐため、広域的な患者搬送や医療チーム派遣も含めた都道府県の枠にとどまらない広域的、総合的な医療提供体制を確保することと国に対し要望するとしております。

広域的、総合的な医療提供体制の中で、感染症が急増した場合に本市はどのような役割を担うのか、まず初めにお聞きいたします。

●浅村政策企画部長　新型コロナウイルス感染

症対策に関しまして、北海道内の医療提供体制における札幌市の役割ということについてお答えいたします。

札幌市は、北海道の第3次医療圏でございます道央医療圏において、医療機能が集積する中枢都市であることから、広域的に患者を受け入れていく必要があると認識してございます。

一方、4月からの感染拡大を受けまして、札幌市内の病床は逼迫しており、5月末の時点でございますが、宿泊療養者及び自宅療養者は合わせて1,000人以上に上っていたところでございます。

そのような緊急事態の下では、札幌市の医療提供体制だけでは限界があるため、このたびの重点要望におきましては、広域的な患者搬送や医療チームの派遣など、都道府県の枠にとどまらない広域的、総合的な医療体制を引き続き確保するように、国に対して要望することとしているところでございます。

●千葉なおこ委員　昨年12月の第4回定例市議会の代表質問の中で、我が会派では、クラスターが与えた市立札幌病院への影響と人的体制について伺いました。

本市は、一病院で対応するには限界があること、医療圏全体として検討、整備していくことが必要と認識、適切な医療提供体制が確保されるよう、様々な機会を通じ、国に働きかけていくとご答弁されております。

本市では、医療機関や介護施設等で多くのクラスターが発生しております。市内の受入れ可能病床数が不足したことから、市立札幌病院では、急遽、新型コロナウイルス感染症受入れ病床も増やしました。市立札幌病院では、全病床の約6割を休止するとともに、新規入院患者の受入れ制限や手術の抑制など、本来の高度急性期病院としての機能を制限せざるを得ない、そういった状況が生まれました。

政府は、このコロナ危機の中で医療法を5月に改正しました。全国で公的病院を再編統合、高度

急性期を中心に、消費税を財源とした補助金で病床の削減を支援するものです。医療体制を充実させるどころか、さらなる弱体化につながる懸念があります。感染症医療に特化する担い手になるのが公立・公的病院ですが、道内は、54の公立・公的医療機関が再編統合の対象となっておりますが、医療提供体制を縮小、弱体化を進める、このような病床の削減はすべきではないと国に要望すべきだと思いますがいかがでしょうか、伺います。

●浅村政策企画部長 病床数の削減等に関する考え方についてお答えいたします。

北海道におきましては、北海道地域医療構想を策定しておりまして、その中で、札幌圏を含めた各2次医療圏で過不足のない医療提供体制を構築することとされてございます。地域医療構想は、医療法に基づく一般病床及び療養病床を対象としておりまして、今後の人口構造の変化やそれに伴う医療の在り方の変化に対応した医療提供体制の構築を目的とした構想でございます。

今後、地域医療構想に加え、感染症への適切な対応をも含めた医療提供体制について、今回の対応を通じて得られた知見も生かしながら、国や北海道とも協議の上、引き続き構築を進めてまいりたいと考えております。

●千葉なおこ委員 日本医師会会長が27日の会見で、医療関係職種の業務範囲の見直しについては、厚生労働省が具体的対策方針の再検証対象医療機関として発表した医療機関約440病院の中にも、新型コロナウイルス感染症への対応において地域で重要な役割を果たしてきた病院もあることから、再検証対象医療機関の役割について、新興感染症対策事業を含めて、改めて見直す必要があるというふうに述べておりました。

コロナ危機が明らかにしたのは、重篤化しても入院できず、命の選別が迫られる医療体制です。病床削減に補助金を使うのではなく、新型コロナウイルスで苦闘する医療現場や従事者にこそ回すべきだと考えます。

次に、(5)の保健所の体制・機能の強化について伺います。

5月17日からは、各区役所に新型コロナウイルス感染症対策室を新設しております。陽性患者の疫学調査や自宅療養者の健康観察等を実施し、区民の支援体制を整備したところです。しかし、これまで以上の規模で区役所職員が感染症対策業務に従事するため、区役所業務に従事する職員が少なくなり、業務も一部縮小することとなり、市民へ影響を与えることになりました。保健所への緊急の増員や他部署から援助を入れて対応するという状況は、新型コロナウイルス感染が広がった昨年からお続けている状況です。

感染症は、いつ、どこで発生するか分かりません。グローバル化が進み、瞬く間に世界中で感染爆発が起こる感染症への対策は、将来も起こり得ることからも、重点要望として、区単位の保健所整備増設と財政的な補償をするよう国に求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

●浅村政策企画部長 区単位の保健所の設置に関する考え方についてお答えをいたします。

現在の保健所1か所体制に関しましては、専門的、技術的な拠点として、情報の集中管理等を行うことによりまして、効率的な対応が可能となるといったメリットがあることから、各区に保健所を設置するという事は考えてございません。

一方、今回のコロナ禍におきましては、委員がご指摘のように、保健所の機能を強化していくために、先月17日から、区役所に区新型コロナウイルス感染症対策室を設置いたしまして、陽性患者の疫学調査や健康観察等を行っているところでございます。

このように、今後も、非常時等におきましては、柔軟に機動的な体制の構築を検討してまいりたいと考えております。

●千葉なおこ委員 国の政策で、保健所は、27年間で852か所が472か所に半減され、本市でも9か所あった保健所が1か所に削減されましたが、

このたびの新型コロナウイルス感染症の対応に大きく影響したと言わざるを得ません。感染症がいつ発生するか分からず、日頃の対策がいかに大切か、教訓を今後に生かすことが重要であると考えます。

次に、(6) 検疫・検査体制の更なる充実についてお伺いします。

要望には、新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、検査体制の強化など必要な検査をより積極的に実施できる体制へ、さらなる充実を図ることとありますが、現在の検査体制ではどのような課題がありますか、お伺いいたします。

●浅村政策企画部長 検査体制の課題についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査については、検査機関の拡充を図るなど、検査可能件数の増加に取り組んできたところでございますが、さらなる感染拡大に対応するためには、体制の強化が必要と認識してございます。

このため、PCR検査機器の配備、検査試薬の十分な確保といった体制の強化につきましては、必要な支援を国に対して要望することとしております。

●千葉なおこ委員 あらゆる施設においてクラスターを発生させない徹底したPCR検査体制が重要であると考えます。緊急事態宣言後、PCR検査を1週間に1度、職員全員に実施しているという民間事業者もあります。

感染症専門医の岸田直樹先生の検査・医療提供体制の分析によりますと、第4波の重篤化の特徴から、第3波までとは別な病気だと思ってください、これまで重症になることが少なかった非高齢成人の重症化が珍しくなくなっています、30代など若年成人での死亡者が複数出ています、高齢者でなければ大丈夫というのは過去の話であるというふうに述べられております。

これまでと感染力の違う変異株の拡大を今後も抑えるためには、施設を限定したPCR検査では

なく、広い検査体制が必要であると考えることから、一般の医療機関や学校、保育所等の職員に対しても、予防的にPCR検査が実施できるよう、国からの支援を求めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●浅村政策企画部長 いわゆるスクリーニング検査につきまして、一般医療施設や学校・保育施設などにおいても広げるよう、国に支援を求めるべきではないかということについてお答えいたします。

現在、高齢者施設や医療機関等におきましては、既に、三、四週間に1回のスクリーニング検査を行ってきておりまして、現在、検査の頻度や対象の拡大に向けた体制整備の可否について検討を進めているところでございます。

一方、その他の施設につきましては、ワクチン接種の進捗ですとか感染状況などを見極めながら、必要に応じまして対応を検討してまいりたいと考えてございます。

●千葉なおこ委員 ワクチン状況にもよると言えますけれども、私は、今、40歳ですけど、いつ打てるのかなというような、本当にそういった状況のままかなと思います。

また、夏頃には、北海道にも、感染力の強さに加えて、ワクチンや治療薬の効果を弱めるのではないかと、そういった可能性もあるのではないかと、言われるインド型の変異株、この流行の懸念があるなど、より一層の感染症対策が本当に急がれるところでありまして、水際対策を強化していくべきだというふうに申し上げまして、質問を終わります。

●たけのうち有美委員 私からは、GIGAスクール構想推進に係る財源措置について伺います。

まず初めに、GIGAスクール構想に向けての教員への支援に関する取組について伺います。

昨年度末に、小・中学校の児童生徒、教員に1人1台端末が整備されました。1人1台端末につ

いては、授業や様々な教育活動において、活用の日常化を図るとともに、非常時における活用に向けた準備も少しずつ進んでいると聞いています。

しかしながら、義務教育段階の子どもたちは、発達段階に違いがあり、特に、小学校では、1年生と6年生ではその差が幅広く、発達段階に合わせた指導やそのための研修、研究の時間の確保、端末の管理など、まだまだ課題が多くあります。校内でICTを担当している教員もいますが、校内で対応が可能な範囲を超えるものも多々あることが考えられます。

現在、教育委員会では、GIGA支援デスクやICT担当課などをはじめとして、学校へのサポート体制をつくってはいますけれども、端末の操作や不具合、故障等への対応はもちろんのこと、授業支援ソフト等の活用をはじめ、教員を支援する人員配置など、教育的観点からの手厚い支援も非常に重要です。

そこで、質問ですが、GIGAスクール構想に関わって、教員への支援をどのように行ってきたのか、また、今後どのように行っていくのか、伺います。

●浅村政策企画部長 GIGAスクール構想の推進に当たりまして、教員への支援をどのように行ってきたのか、また、今後どのように行っていくのかということについてお答えいたします。

GIGAスクール構想による1人1台端末の活用は、教育の質の向上を期待できる一方で、運用が落ち着くまでは、教員の負担増の一因にもなり得ることは課題として認識しているところでございます。

これまで、教員が授業での活用を円滑に進められるよう、事業者と協力して、端末や教育用ツールの基本的な使い方を学ぶ集合研修のほか、GIGAスクールサポーターによる教員向けの校内研修等を実施してきてございます。

今年度においても、引き続き、各校にGIGAスクールサポーターを派遣するほか、集合研修や

オンライン研修も実施し、教員がスキルアップする機会を提供していくのに加え、教育用ソフトウェアを導入いたしまして、教員の負担軽減への取組も進めてまいります。

このことにより、本市がこれまで進めてきた課題探究的な学習を一層進めるほか、教員の負担軽減にもつなげることを目指してまいります。

●たけのうち有美委員 長時間労働が解消されない中で、何かを止めずにGIGAスクール構想という新しいものが入ってくることについては、現場の負担は計り知れないものがあります。限られた時間の中で少しでも教員の負担が減り、研究や研修が効率よく行えるよう、支援の充実と国への要望を求めたいと思います。

次に、GIGAスクール構想に係るICT環境の運用、維持費用について伺います。

GIGAスクール構想の推進に向けて、無線LAN、保守費用や学習者用のソフトウェアライセンス費用など、継続的に必要となる運用経費については、札幌市が必要とする額に対して十分な財源措置が講じられておらず、今後の運用に支障を来すことが危惧されます。

現在の必要経費としては、予備端末の整備、端末の保守、ヘルプデスク、通信回線利用料、無線LAN保守フィルタリングソフトや情報モラル教育などの教育用ソフトウェアなど、これらの費用で約7億円かかるということです。また、先ほど答弁にありましたGIGAスクールサポーターは8,000万円、教育用ソフトウェアは約2億円と、合わせて10億円以上の財政負担を札幌市は担っています。

そこで、質問ですが、札幌市としての現在の必要経費について、どのような課題認識を持っているのか、伺います。

●浅村政策企画部長 GIGAスクール構想に関します現在の必要経費について、どのような課題認識を持っているかということについてお答えいたします。

1人1台端末環境の維持管理に必要な経費といましては、機器の保守費用や教育用ソフトウェアのライセンス費用、インターネット接続費用のほか、指導者用、追加用、予備用端末の確保に関する経費などを想定してございます。端末やソフトウェアの調達に当たっては、必要十分な機能を備えた仕様とするほか、機器の保守費用の削減等を行い、維持管理経費の圧縮に努めているところでございます。

一方、これらの維持管理経費につきましては、一部は交付税による地方財政措置の算定対象となつてございますけれども、国庫補助の対象にはなっており、また、GIGAスクールサポーター事業費の2分の1が補助されているのみということであり、実態に見合った財政支援が必要と認識してございます。

このため、国に対しましては、必要な経費の財政措置を講ずるよう要望しており、今後も1人1台端末環境を持続的に運用することができるよう、引き続き、財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

●**たけのうち有美委員** GIGAスクール構想による1人1台端末は、使用していく以上、何年か一度の設備更新は必ず必要になります。教員用端末は4億円、児童生徒用端末更新に63億円かかるということです。国が推進していく事業ですので、現場を支援していくための将来展望をしっかりと持った財政措置を強く求めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

●**太田秀子委員** 私からは、産業・活力の4番目、冬季オリンピック・パラリンピックの招致について伺います。

この重点要望は、2030年冬季オリパラの招致についてでありますけれども、今年7月から開催予定の東京オリンピック・パラリンピックは、本市も競技開催地となっておりますし、そして、本市が冬季五輪開催都市になったとき、この東京オリパラは大いに参考にしなければならない大会で

す。

新型コロナウイルスの感染が昨年のオリパラを延期したときよりも深刻化している中でのIOCの発言、日本政府の対応に、世界中から予定どおり開催するのかと批判の声が上がっています。ウイルス感染など、想定外なことはいつ起こるかわかりません。東京オリパラだけに起こるものではなくて、2030年の札幌冬季オリパラで何が起こるかもわからないわけです。

5月に実施されたマスコミ各社の世論調査では、この東京オリパラの開催について、朝日新聞が80%を超えて中止か延期、毎日新聞は63%が中止か延期、読売新聞は60%が中止です。明確な世論が示されているのに、菅首相はいまだに安全・安心な大会に全力を尽くすと繰り返しています。安全とは具体的に数値を示して証明するもので、それがあってこそ安心がつけられるものです。コロナ対策も含めて、本市で行う東京オリパラ競技の開催条件は整っていると判断できるのか、懸念をしているところです。

IOCのバッハ会長は、五輪開催のため、誰もが幾らかの犠牲を払わなければいけない、コーツ副会長は、緊急事態宣言の下でも五輪を開催するかを問われ、もちろんイエスだと答え、パウンド委員は、菅首相が中止を求めても大会は開催されるとまで発言しています。なぜ、これほど開催国の国民を無視した発言が相次ぐのか、首相が言う五輪の開催はIOCが権限を持っているとはどういうことか、2030年冬季五輪の招致を目指す本市としては看過できない問題です。

私は、東京オリパラ準備局のホームページにありました開催都市契約を見ました。序文で、オリンピック競技大会は、IOCの独占的な財産であって、IOCは、これに関する全ての権利とデータを既存のものか、将来開発されるものかを問わず、全世界を通して永続的に所有すると。契約解除のページには、IOCは本契約を解除し、開催都市における本大会を中止する権利を有する

とあり、その場合、開催都市や国内オリンピック委員会、オリンピック組織委員会は、いかなる救済に対する請求や権利を放棄し、IOCを無害に保つものとする。つまり、IOCは損害賠償や補償の責任を負わないという中身なんです。不平等条約という悪名があるとの報道もあるほどです。

そこで、この要望（案）について伺います。

要望（案）には、本市は、冬季オリパラについて、現在、JOCとともにIOCと協議を続けているところとあります。どのような協議になっているのか、その内容を伺います。

●浅村政策企画部長 冬季オリンピック・パラリンピックの招致の中で、JOC、IOCとの協議状況についてお答えいたします。

この協議の中では、今後の招致スケジュールの確認のほか、競技会場の配置などについて、事務レベルでの意見交換を継続しているところでございまして、現在、これらの意見交換を踏まえながら、開催概要計画の更新作業を進めているところでございます。

●太田秀子委員 今年の2月にスポーツ局からいただいた資料を見ますと、計画策定には、今、ご答弁にありました開催概要計画の更新ということが書いてありまして、それに並んでIOC提出資料の作成準備と、次はそれに入っていきようです。その同じ資料には、コロナ禍の中、2030年冬季大会の招致を実現するためには、市民、道民、国全体から幅広い支持を得ることが必要と書かれています。

私は、このコロナ禍に支持を得るためには、やはり東京オリパラへの本市の姿勢が問われることと、そして同時に、事前協議から徹底した市民への情報公開が求められると考えます。

そこで、伺います。

先ほどの協議内容は市民に公表しているのでしょうか、お答えください。

●浅村政策企画部長 協議内容の公表について

お答えいたします。

現在、JOC、IOCとの意見交換を踏まえつつ、開催概要計画の更新作業を進めている最中であるということから、その内容を公表する段階にはございません。内容が整い次第、議会での議論を経た上で公表する予定となっております。

●太田秀子委員 本市が国内候補地に決定した当時、マスコミは、市民理解は広がったのか、課題は支持率だなどと、こぞって報道しました。今の答弁を伺いますと、まだその段階にはないということでしたけれども、市民に情報公開がされる前に、やはりどんどん進んでいくということになりますから、決まってからお知らせするというのでは、到底、幅広い支持は得られません。私は、この情報公開は検討が必要だと思っています。

この重点要望は、東京オリパラが開催される直前の7月中旬までには提出する予定となっております。招致を国家的プロジェクトと位置づけ、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に係る支援を求める、こういう要望内容でありますけれども、東京オリパラでは、その国家プロジェクトが、今、信頼を失い、それでも東京オリパラを強行しようとしています。

ここで、伺います。

この時期に、例年どおりの重点要望を提出していいのかと思いますけれども、どのようにお考えか、伺います。併せて、招致プロセスの第2段階、狙いを定めた対話へ移行するとありますが、この第2段階へ移行する前に、市民の意見を聞く必要があると思いますがいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 例年どおりの要望を出すことについての考え方、それから、市民意見の必要性ということについてお答えをいたします。

まず、例年どおりの要望を出すことについての考え方についてですが、オリンピック・パラリンピックの招致に関しましては、全国的な機運醸成や日本政府による各種の保証等、自治体だけでは対応できないものが多く存在しているところで

ざいます。今後も、招致活動を進めるに当たっては、国の支援が必要不可欠であることから、継続して要望することとしてございます。

次に、狙いを定めた対話への移行前に市民意見を聞くということの必要性についてお答えをいたします。

招致活動については、市民や道民、そして、国全体からの幅広い支持を得ながら進めることが重要というふうに認識してございまして、IOCも同様に住民支持を重視するという見解にございます。

●太田秀子委員 今お話があったとおり、自治体だけではできないということはよく分かっていますし、国を挙げてやるということも分かっているんですけども、今、東京オリパラを見ますと、国がとても困ったことになっているということなんですね。この時期に例年どおりの要望でいいか。この時期というのは、コロナ禍で東京オリパラを開催するという時期、そして、国内にとどまらず、世界から、こんなときに開催して大丈夫か、そう言われている時期なんだということを私は聞きました。ですから、本市の動向は、今後、注目されていくことになると思います。

報道によりますと、道内外で東京オリパラの事前合宿や交流事業の中止を決めた自治体は100を超えたそうです。一方、本市は、ウクライナの事前合宿に加え、カナダの合宿も受け入れると、5月28日、丸川五輪大臣が記者会見で発表しました。本市も含めて、昨年からの協議をして、今年の3月に覚書を交わして、大臣からの公表になったと聞いているところです。

五輪開催で国内の人流が増えて、感染拡大のリスクが指摘されているさなかに、国などとともに着々と準備をしていくと、そのコロナ対策や国への質問などもせずにどんどん進めていくという本市の姿勢は、市民理解という点で、冬季五輪招致に影響を与えるものではないかと私は思います。最初に説明があったとおり、冬季オリンピック・

パラリンピックの招致は都市のブランド力を上げるんだ、そうおっしゃいましたけれども、そのためにも、今の東京オリパラへの本市の対応というのが問われてくるのではないかと私は思っています。

政府分科会の尾身会長は、新型コロナウイルスのパンデミック、世界的流行の状況で五輪をやるというのは、普通はないと発言をしています。まず、今の東京オリパラを本市として分析をして、検証を深めた上で、必要な要望をすべきだと思っています。

ここで、伺います。

今回の重点要望では、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を見送り、検査、調査、検証が必要であると思いますけれどもいかがか、伺います。

●浅村政策企画部長 開催都市になることに関しましての調査・検証を行う必要性ということについてお答えいたします。

札幌市の重点要望におきましては、本市におけます政策課題の中でも、特に、国による支援が必要なものを抽出して、例年、要望してございます。

繰り返しになりますけれども、今後も、招致活動を進めるに当たっては、国の支援が必要不可欠となることから、継続して要望してまいりたいと考えてございます。

●太田秀子委員 国の支援が必要なのは分かります。ただ、今、この東京オリパラのコロナ禍の中での対応を、しっかりと札幌市としても方針を持つなり、検証をするなりしていくことが、やはり市民の合意も得られるし、日本全体での合意も得られていく、信頼を勝ち取るということになるんじゃないかと思うんですけども、決めたから立ち止まらないというふうにも感じてしまうわけです。それが、今の東京オリパラで、混乱を来しているものですからね。

東京オリパラの開催都市契約について先ほど触

れましたけれども、本市が2030年冬季オリパラの開催地となった場合、開催都市としてI O Cと契約をするんですね。そうしますと、この契約は、それ以前の招致を進めていく段階で提出することになる立候補ファイルや口頭での成約までが開催都市を拘束する内容となっています。開催都市と政府、I O Cの平等な関係が今問われていることが、経費もさることながら、誘致に手を挙げる都市が世界中で減っている要因ではないかと、そう考えます。

本市は、コロナ禍で明らかとなった五輪開催に関する問題を検証して、必要な要望を検討し直すということを求めて、私の質問を終わります。

●阿部ひであき委員長　ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●阿部ひであき委員長　なければ、質疑を終了いたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時27分